

Title	明治維新の教育政策の性格：近代日本教育史序説
Sub Title	
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1940
Jtitle	哲學 No.21/22 (1940. 7) ,p.467- 509
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川合博士古稀記念特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000021-0467

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治維新の教育政策の性格

—近代日本教育史序説—

中山一義

緒言 —「近世」と「近代」との交替—

近世日本教育史に於ける「近代的なもの」の胎動に就いては、既に石川謙氏の「日本庶民教育史」昭和四年の研究があり、該書の副題は特に「近世に於ける教育機關の超封建的傾向の發達」と銘うたれてある。また、海後宗臣氏の「日本近代學校史」昭和十一年は、その第一章に於いて、先づ近世の「學校論に於ける近代化の傾向」を敍述し、更に近世の「諸學校に見られる近代化の傾向」を討究してゐる。

一口に「近世教育」といひ、「近代學校」といふも、單に「近世」「近代」といふ言葉のみでは、未だこれらの教育や學校の内容を少しも説明してはくれない。シユーブランガーは

「近世獨逸に於ける國民教育の發展」といふ講演小塚氏譯「現代文化と國民教育」所收に於て、「近代的」國家の標識として、「國家の世俗性」と「封建制度の克服」といふ二點を擧げてゐる。シュブランガーハの説明によれば、第一の標識である近代の獨逸國家が「世俗的國家」であるといふ考へは、國家成立の基礎をなす世界觀的背景と密接な關係を持つてゐる。即ち、中世の神聖ローマ帝國は(一)キリスト教的であり、(二)世界(國家)的傾向をもつて居り、(三)二人の元首を戴いてゐる。この二人の元首(獨逸皇帝とローマ法王)をもつたキリスト教的世界國家から近代的世俗國家への推移は、極めて長い、また漸次的な過程を経たものであり、その間反動時代や逆轉時代のあつたことをシュブランガーハは説明してゐる。更に近代的國家の第二の標識である「封建制度の克服」といふ點に就いて、シュブランガーハは次のやうに述べてゐる。宗教改革頃の封建制度は所謂「國君 對 諸侯 二元制」(Fürstlich-ständischer Dualismus)の形を具へて居り、この封建貴族(諸侯或は豪族)の參政權を取り上げるためには、極めて緩慢なる経過と長い期間とを要した。即ち、君主政體が漸次確立されるとともに、中央政權の漸進的勝利に導き、統帥權(常備軍の設置)、財政權(統一的租稅制度の確立)、立法權(國家直

屬の裁判所の設置は次第に中央君主の手に歸して行つたものである。上述のシユプランガーの獨逸近代國家成立に關する所説は、我國のそれと種々の點で相違はあるが、當面の問題を解明するに少なからぬ参考となるやうに思ふ。

日本の近世社會を成立させた信長、秀吉、家康三人の一連の天下統一事業は、之を要するに舊來の封建制の再編成であつたといふことができる。農業を社會の基底とし、既に芽生えてゐた國內商業を強固な統制の下に發展させつゝ、その上に再編成された封建的秩序を維持し、社會の治安を確保して行かうとしたのが、徳川幕府の政治であり、その統治の基礎となつたものは、一は武力支配であり、他は儒教的教權であつた。

併しながら、徳川時代の封建制度が封建制度としては特異な形態で、その内に超封建的・近代的なものを生ぜしめる分子を多分に藏してゐたことは、前代の封建制度と異なるところである。徳川時代は封建の世とはいひながら、その特色とするところは各地に於ける都市の發達、商工業の發展によつて近世町人を産み出すとともに、支配階級たる武士そのものも、政治的にも、社會經濟的にも異質化しつゝあつ

た事實が認められる。このやうな傾向をも近代化の一つと呼びうるなら、近世の歴史は近代化の歴史といひうる。ただ、この近代化への傾向が思想的に、明瞭に意識され、自覺され、意欲されたのは、明治維新以後のことであつて、新興階級たる近世町人は未だ封建的町人道徳の世界に躊躇してゐてこれを自覺し意欲するに到らず、知識階級たる武士は階級としては没落すべき側にあつたので、これを自覺したものは武士のうちでも幕末に早くも洋學に觸れ得た少數のものに限られてゐた。

近世の日本が近代の日本と成るためには、明治維新を経なければならなかつたが、然らば、幕末明治維新の運動は如何なる運動であつたのであらうか。

近世集權的封建國家は既に政治的統一への機運によつて成立したものと考へられるが、維新の運動も本來國家統一運動で、その思想的根據が、近世國學の皇室中心の國體論に求められたものである。

徳川の武門政治もその中期以降に於て政治、經濟、社會等の封建的秩序が行詰り、幕府の封建維持を目指した諸政策も天保の改革を最後として破綻を來し、幕末期には内政改革問題として既に熟し切つてゐたところへ、二百年來の祖法たる鎖國

政策の廢棄問題から、幕府の威信は地に墮ち、國論は沸騰し、これが直接の原因となつて、國家統一の氣運は王政復古の運動といふ形をとつて、一段と拍車をかけられていつた。そこへ更に、十九世紀中葉の既に帝國主義の段階に入りつゝあつたところの、國際資本主義の威迫的な開國要求があつたものであるから、王政復古の國家統一運動は、この外からの刺激に對して觀念的に興奮し、攘夷思想をもつやうになつた。

國の内外に關して起つたこれらの諸問題は、何れもその對策の先決問題として、上述のやうに國家統一即ち王政復古を要請してゐたのである。復古運動の思想的根據は皇室中心の國體論であつたが、先にも述べたやうに、攘夷思想がこれに結びつく一方、當時の國際情勢を正視し得た少數の政治家や洋學者たちも、彼等の意圖する時局拾收策の先決問題として、國家の統一を考へぬものはなかつたのである。徳川慶喜の大政奉還も要するに、彼の懷いてゐた進歩主義の結論に他ならなかつたといはれてゐる所以もこゝにある。併し、もともと、維新の運動をここまで導いて來た思想は、これらの洋學者や政治家の懷いてゐた思想ではなく、幕末維新

の運動のヘグモニイを握つてゐたものは、王政復古の思想やこれに結びついた攘夷思想であり、幕末期の思想分野に即していへば、復古國學と水戸學の思想であつた。

併し、現實の歴史の動向には封建維持の思想たる復古國學や水戸學の思想ではリードし得ない場面が、既に社會情勢のうちに展開されつた。幕末期に於て幕府並びに諸藩の軍制や學制などに早くも近代化への端緒が見られるが、それはこれらを實現させた思想が、當時の歴史の表面に現はれてゐる政治的革新運動に支配的であつたことを示してゐるのではなく、却つて、それは歴史の動向そのもの基底ともいふべき場面が、復古思想や攘夷思想のやうな當時の支配的革新思想とは別箇に、現實の社會情勢のうちに獨自の歩みを既に踏み出してゐた事實を示してゐるのである。ひとり軍制や學制の如きもののみでなく、幕末期の社會的情勢には幾多の意識的な近代化への動きを看取することの出來るのは、維新史家の記述するところであるが、開國に伴ふ必然的な社會變革の機運は、印度、支那その他の東洋諸國には既に及んでゐたところの國際資本主義の侵略と競争に耐へうる

もの——近代化——を要請せずにはおかなかつたのである。

しかも、かうした現實の歴史の動向は洋學思想に接し得た少數具眼の士に認識されたのみで、維新の革新運動を導いてきた思想には意識されてゐなかつたといふことが、王政復古直後の御一新の諸政策に特異な性格を與へてゐる。明治維新に於て日本が當面した教育問題は、要するに、國際資本主義競争裡に立ち後れた我國が、近代的國家機構を速成的に、且つ多くの場合これを國家權力を以て強力的に整備するに必要な人材の養成といふ問題と、御一新の革新政治の實績を收め、我國をして近代國家として成長せしめるに第一の要件たる國民の啓蒙教化の問題と、この二つの問題であつたといふことが出来る。が併し、これらの問題とても、ここに述べられやうな形では、幕末維新の運動を導いて來た思想に於て把握されなかつた。王政復古直後の御一新の教育政策に於ては、先づ復古國學や水戸學などの思想が把握した教育問題と、その教育策とが考へられてゐて、上述の如き形で維新の教育問題がとり擧げられるに到つたのは、現實の歴史の動向が漸く人々の意識に明瞭に上つてくるやうになつた明治三四四年以後のことである。さうした事情

を以下章を分つて考察してみたい。

第一章 大學創設の問題

一、復古國學派の大學創建案

維新の運動の原動力となつた國學は、いふまでもなく、明治維新の教育策の樹立に最も強い影響を與へてゐる。玉松操の神武復古の思想、平田鐵胤の神祇官再興の意見、並びに矢野玄道の神道中心の祭政一致の經世策等はいづれも既に明治以前に建言されたもので、これらが土臺となつて、明治元年、二年頃には、學制取調を命ぜられた玉松、平田、矢野等によつて國學中心の大學創建案『學舍制』が起草され、本居中衛によつて大學寮に於ける教科案が建議され、長谷川昭道によつて皇學中心の教育教化策たる皇學意見が建白されてゐる。『學舍制』によれば、大學の學寮中に、皇祖天神社を請ひ奉り、大學別當がその神主となつて、四時に一度長官以下學生以上のものが盡くその祭祀に參列する。(この祭典は後に學神祭と稱せられたが、

從來の釋奠に代るべきもので、明治二年には東京の大學校（昌平校）に於ても皇國學神を祭祀する式典が行はれてゐる。大學の規模としては、都堂院一字、これが講習の場所、東廳、西廳各一字、前者は大學別當以下の行政官の執務する所、後者は博士以下のお教官の勤務する所、學饗はこれを本教學、經世學、辭章學、方伎學、外蕃學の教科に従つて五字に分ち、大學長官には、大學別當一人を置き、親王を此に任じ、學生の簡試、皇祖天神宮の祭祀等、凡て寮事を總判されることとし、大學頭、大學助以下の官を置いて寮事を執らしめ、教官には、大學博士一人、公卿、大臣、以下内外士庶人の中から精選して其器に當る人物を以て之に任ずる。他に博士には明法博士一人、文章博士一人を置き、その下に助教、史生を數名づつ任命する。教科は之を五つに分け、第一は、上神聖之大道を奉じ、修身齊家及び顯幽分二の微旨、天地の大義を教授する事を掌る本教學科、これを更に神典、皇籍、雜史、地志、經傳の五教科に細分し、大學博士以下がこれを管轄する。第二は、禮儀、律令、武政、及び治國安民の要務を以て學生に教授することを掌る經世學科、分つて禮儀、律令、兵制、貨殖の四科とし、これを明法博士以下が管轄する。以上の兩科には得業生を數名づつ配して、これを科長とし非違

を検察し學生を教導させる。第三には、歌辭、音韻、詩文、書畫等を學生に教授する事を掌る辭章學科、文章博士以下がこれを管轄し、その課試考課を掌るが、實際の教授には七名の得業生が當る。これを分つて歌詞、詩文、書法、圖畫の四科とする。第四は、方伎(藝術)學科、大學助教がこれを管轄し、學生の課試考課を掌る。分つて天文、醫術、卜筮、音樂、律曆、算數の六科とし、七人の得業生がその方伎を學生に教授する。第五は、四海萬國の形勢、時務、及び窮理、火技、航海、器械等を教授する外蕃學科、大學助教がこれを管轄し、學生の策試考課を掌る。これを漢土、魯國、英國、佛國、阿蘭、天竺、三韓の七科に分つて、七人の得業生をして教授に當らせる。以上が『學舍制』に示された國學派の大學創建案の概略である。他の意見も大同小異であるから、これが紹介を省略するが、この派の人々の意圖とするところは、明治元年十二月の京都の皇學所開講の御布告中の『近來皇國之學相衰へ、外國へ對シ候テモ不都合ニ付、今般更ニ皇國學盛大ニ御振起被遊度思召ニ候間、各御一新之御趣意ヲ奉戴シ、異日國家之大用ニ相立候様一同奮發勉強可致』といふ言葉によつても察知されるやうに、王政復古といふ大きな政治的變革の時期に御一新の政策實現に必要な人材を養成す

るため、皇學中心の大學を創設し、皇國思想を吹き込むことを求めてゐるもので、この思想を體得したものでなくしては「國家之大用に相立つことはないと考へたのである。この考へは、後述のやうに政府の大學教育精神を闡明した明治二年六月制定の「大學規則」中の「蓋神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニアリ 乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フヘシ」といふ言葉に具現されてゐる。

二、水戸學派の大學創設案

水戸學が維新の運動の思想的指導力たり得たのは、第一に、その皇室中心主義が國家統一の思想として時代の要求に合して居つたし、第二に、行き詰りの封建政治に對する革新意見も、古代支那の封建國家の政治形態を理想とするもので、當時の武士階級の教養に最も受け入られ容易いものであり、また、第三に、その對外意見も、國際資本主義の力の源泉たる西洋文明の本質に關する認識は全く缺いてゐて、東洋のはてまでも押寄せてきてゐた歐米資本主義の實力は理解し得なかつたが、その背後に強力な武力のあることはこれを認識し、この具體的認識に基いた警告を

與へたことが、當時の人心を強く動かしたからである。従つて、舊幕時代の永い儒學の傳統の力と相俟つて明治に入つても思想的に社會に廣い地盤をもちつゝけた。

明治二年九月に京都の漢學所御用掛であつた加藤有隣が『大小學校建議』を著はし、その教育策を次のやうに發表してゐる。我國の教法はもともと唐虞三代の理想的學制に符合するものであつたが、我國でも郡縣制を布くやうになつてから、漢唐の官吏養成を目的とする大學學制を模倣することとなり、眞の國士たる士大夫の教育にこと缺くに到つた。その後「封建ノ形勢ニ相成候テモ、諸大藩ノ國學幕府ノ學校トイヘドモ、皆郡縣ノ末弊ニ依テ、圓鑿方柄慣々乎トシテ、儼然聖代ノ學制ヲ與復スルコト不能。」然るに、いまや、封建之御制度儼然改メテ被爲建侯上ハ、これは明治二年六月の版籍奉還を彼が指してゐるものであらう。宇内萬國ニ巍表タル大學校ハ、必王城之下ニ可被開儀ト奉存候。』と主張し、御政體の御基本たる大局面が定まつた上は、王城の下に大學校を開いて天下治教の大本を總轄するといふことは、經綸經營の第一の順序ともいふべく、王政の要是これを除いて他にはない

といつてゐる。更に大學の教に就いては、三學分裂、文武區別、禮樂崩壞の形勢に於ては、たとへ如何様にしても決して大學の教といふものは立つわけがない。抑も大學の教といふものは、天下に廣く英俊を求めて、これを貢士同様召集され、文武合併諸道興隆されなくては成り立たない。それでなくては名は大學であつてもいつまでも私塾家塾の姿で、とても大學の規模を備へるには到らないといつてゐる。更に、釋奠のことに言及し、近頃學祖の祀典を行はせられ、勿論結構なことであるが、古來御歴帝の御舊禮である釋奠釋菜の儀は、神聖一致の儀を御遵奉なされて、或は學神へ陪祀されるか、或は別に御祭禮を行はせられる様にいたしたいものであると主張し、また、近頃は門閥を一々廢されるやうであるが、これでは、却つて古の大學に於て門閥を重んじられた御主意に齟齬いたし、草莽無賴の年少のものまでも彼等は因縁をつけて大學に入り來り、士庶闊入いたすやうになつて、他日の大弊を惹起し、學術大壞の本となるかと存せられるといつてこれを憂慮してゐる。

要するに、上記の加藤の意見は、儒學によつて教養された武士の多くが懷いてゐた思想で、國學に對しては、思想的にも對立し、加藤の如きも、同じ『建議』の中で、國學

の儒佛攻撃を斥けて、東麿本居宣胤等迭ニ興リ初テ國學ヲ唱ヒ、大ニ神德ヲ説弘メラレタレドモ、列聖文明ノ教化ヲ開クニ不及、徒ラニ漢學ノ短ヲ改メ其非ヲ探ルノミニシテ、偏ニ儒學ヲ排斥シ、又釋教ノ異端タルコトヲ大ニ辯破スレドモ、未ダ是ヨリ大ナル外道魔法ノ入り來ルコトヲ不知、徒ニ儒佛ト仇ヲナシテ闇牆ノ隙ヲ生ズルコトヲ不知」といひ、國學の儒佛攻撃に急にして、その政策の貧困なることを指摘して、是其學未ダ文明ノ教法ニ不及所、次ニシテ其教法徒ラニ語言理窟ニ涉リ、井田學校ヲ初メ、國家實用ノ政體、士太夫文武ノ實用ヲナスニ疎トシ。」と評してゐる。

二年九月集議院に於て、漢文素讀廢止、國書採用、皇國學神祭祀、釋奠廢止、孟子排斥等の諸問題が論議されたが、諸藩を代表する議員の大多數はこれに反対意見を發表し、その議決の結果は「此外議員百七十七名、議論大同小異、要スルニ皆學校ノ古典ニ從ヒ規則變更ナキヲ可トス。」として否決せられてゐる。このやうな、永い傳統をもつ儒學の教學についての考へ方は、當時の知識階級たる武士の間には、未だ廣く且深い地盤をもちつゞけてゐたものと思はれる。この國學と儒學との教學についての論争は、明治二年當時が最も激しく、兩派同居の大學校内に於て兩學派の教

官の間に抗争が行はれたことは後述の通りである。

三、洋學派の西洋近代大學の紹介

世界の客觀情勢の認識の力で、明治維新後の歴史を動かして行つたのは、洋學によつて培はれた思想であつた。

福澤先生は『西洋事情』外篇卷之三^{慶應三年}に、チャンブルの經濟書を基礎にして『人民の教育』を論じ、その内に大學校のことに説き及んで、人にして高上の學に志し其極度に達する者あれば、之に由て世上一般の裨益を爲す事少なくない。大學校は斯く國中一般に大利益あるもの故、國中の人も亦出費して、寒書生で高上の學に志すものがあればこれに補助し、その志を遂げしめねばならぬといひ、また、大學校の内には書庫あり博物府あり又窮理學に用ゆる器械等も備はり、寒貧書生と雖も自由に此等を利用してその學業を研究せしめねばならぬと説いてゐる。更に『西洋事情』二編卷之一^{明治二年}中、エーランドの經濟書中收稅論を抄譯した『人民を教育するが爲めに財を費す事』の一節に於て、人民の教育には常教と學教の別があり、この内

「學敎を收め天下に廣布し之に由て衆庶の裨益を成すとのことは固より論するを待たず試に見よ方今諸國に在て發明工夫の功績多く人知益々開け徳澤益々大なるは皆學敎の賜にあらずや故に此學校を盛にせんが爲め天下の財を費すは其所爲實に公明正大と云べく且有知有識と云ふべきなり」と說いてゐる。既にここには、近代的國民國家に於ける近代大學が紹介され、その目的や職能が明らかにされるとともに、大學の設けをなすことが、政府の職分と考へられてきてゐる。

更に、神田孝平譯『經濟小學』慶應三年の序に、「西洋諸學校ノ敎、國各其法アリト雖、小異大同之ヲ要スルニ五科ニ盡ク。五科一曰敎科、二曰政科、三曰理科、四曰醫科、五曰文科、各科亦門類ノ別アリト雖具錄ニ邊アラス」と述べられてゐる。ここには西洋の近代大學の學科の構成が紹介されてゐる。これと考へ合されるのは、明治三年二月に制定された『大學規則』で、その學科に敎科、法科、理科、醫科、文科の五科を置き、早くも近代大學の規模を採用してゐる。また小幡甚三郎譯『洋學校軌範』卷之下明治三年には「コロンビヤ大學ノ規則」が譯出されてゐるが、これは當時の慶應義塾の學科構成に役立てられたものと思はれる。その書の序に曰く、「人恒ニ云フ國家ノ強盛ハ

人才ノ教育ニ由ルト蓋シ其云フ所ノ教育トハ學問ヲ云フニアラズヤ予海外諸國ノ教育ノ方ヲ考ルニ得アリ失アリ之ヲ得ルモノハ其國必ス強ク之ヲ失フモノハ其國必弱シ。」と。富國強兵が教育の得失に依存することを説くとともに、既に、歐米資本主義諸國の強大な國力のよつて來るところが奈邊にあるかを看破してゐる。この認識が我國の近代的な教育策を成立せしめた根源となつてゐる。即ち、その國力の源泉となる學問は如何なるものでなければならぬか。「抑々教育ノ方亦洋人ト漢人ト各々相同シキヲ得ス蓋シ漢人ノ學問ハ只古人ノ書ヲ讀ムノミニテ有志ノ士ト稱スルモノモ詩賦古文ニ從事シ空言補ナクシテ止ムナリ且校舎ニアルノ生徒多クハ有用ノ心思ヲ無用ノ股ニ埋沒シ空シク少壯ノ時ヲ費セリ故ニ隨テ國勢振ハズ人心委靡セリ然ハ即チ洋人ノ爲ス所ハ何如ナルモノゾ人々心ヲ格致ノ學ニ用ヒ精益々精ヲ求ムルナリ是ニ由テ人ハ日ニ一日ヨリ智ヲ増シ器ハ日ニ一日ヨリ巧ニ趣キ國家ノ勢隨テ強富ナラザルヲ得ズ。」ここには從來の教學に關する考へとは異つた學問觀が把握されてきてゐる。近代日本の發足點に於て國家の富強をもたらすものとして、このやうな學問が考へられたといふことは、

明治以降の歴史を一新するとともに、爾來今日まで強く支配してきてゐる。

四、維新政府の大學政策

維新政府の大學政策も王政復古直後は國學、儒學の兩派の意見によつて強く影響されたことはいふまでもない。政府は先づ東西兩京に二大學を設立する計畫を立て、京都には、明治元年三月舊學習院を再興し、これを大學察代としたが、學習院が漢學派の地盤であつたところから、國學派の反対に遭つて、明治元年末には皇漢兩學所の並立となり、兩學所の大學への發展が期待されるかに見えたが、早くも二年九月には京都大學校建替の爲め皇漢兩學所は廢止の運命にみまはれ、その年の十一月には建替の儀も遂に見合せになり、東京の大學の整備に全力を注ぐこととなつてゐる。此等の事實は政府の大學政策が漸次變化していくことを明瞭に示してゐる。東京に於ては、明治元年四月江戸を手中に收めると、政府は舊幕府の教育機關を次々に再興した。昌平齋、開成所、醫學所等は何れも年内に再興され、學生を募集して年が改まるごとに早々に開講してゐる。昌平齋は再興後、昌平學校と呼

ばれ、教授の傍ら行政事務を管してゐたが、二年六月大學校と改稱し、規則を定めた。その規則によると、大學校は「神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ、兼而漢籍ヲ講明シ、實學實用ヲ成ヲ以テ要トス」とあり、開成學校、兵學校、醫學校の三校をその分局とすることが規定されてゐる。その規則中『學規』の項には大學の規模目的が次の如く述べられてゐる。

道ノ體タルヤ、物トシテ在ラザルナク、時トシテ存セザルナク、其大外ナク、其小内ナシ。乃チ天地自然ノ理ニシテ、人々ノ得テ具ル所、其要ハ三綱五常、其事ハ則チ政刑教化、其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載ル所、學校者乃チ斯道ヲ講ジ、知識ヲ廣メ、才德ヲ成シ、以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ。蓋神典國典ノ要ハ、皇道ヲ尊ミ、國體ヲ辨ズルニアリ。乃チ皇國ノ目的、學者ノ先務ト謂フベシ。漢土ノ孝悌彝倫ノ教、治國平天下ノ道、西洋ノ格物究理、開化日新ノ學、亦皆斯道ノ在ル處、學校ノ宣シク講究採擇スペキ所ナリ。且兵學醫學ノ如キ、國ノ興敗、民ノ死生ノ繫ル所、政務中ニオイテ尤重ズベキ事ニシテ、外國ト雖モ、其長ズル所ハ亦皆採テ以我國ノ有トルコト勿論而已。如此ナレバ、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基キ、智識ヲ世ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖。是乃チ大學校ノ規模ナリ。

これは明治政府がその教育策の根本精神を闡明したもので、明治元年三月の御

誓文の御趣旨を基としたものであることが判然としてゐる。このやうな思想が近世の末に既に把握されてゐたことは驚嘆すべきことであるが、これが二年六月頃には政府の教育政策の根本精神として闡明されるところにまできてゐる。明治三年二月の「大學規則」になると、その根本精神には變りはないが、前節にも述べたやうに、學科の構成は西洋の近代大學のそれを参考して次のやうに仕組まれてゐる。

教科	神教學	修身學						
法科	國法	民法	商法	刑法	訴訟法	萬國公法	利用厚生學	
理科	典禮學	政治學	國勢學					
數學	格致學	星學	地質學	金石學	動物學	植物學	化學	重學
醫科(豫科)	數學	度量	格致學	器械學	度量學	築造學		
(本科)解剖學	藥物學	原病學	病屍剖驗學	醫科斷訟法				
文科	內科、外科及雜科治療學	兼攝生法						
紀傳學	文章學	性理學						

ところで、明治二年六月大學校と改められた昌平學校に於て、その年の八月に學神祭が行はれた。このやうな祭祀を基とする學問の考へ方に、永い傳統をもつ漢學派の教官達は堪へられず、大學校に同居する皇漢兩學派の教官の間に紛争を生ずるに到つた。併し乍ら、時勢は既に、此等兩派が大學校内で教學に關して紛争してゐる間に變化しつゝあり、前述の明治三年二月の『大學規則』に見られるやうな、大學の構成を西洋の大學のそれに範を求めるところまで進んで來るやうになる。と、大學校内の紛争は皇漢兩學派の教學思想の對立から、洋學派の行政官と大學本校の教官との間の意見の對立に轉じ、この第二回の紛争の結果、三年七月十二日の『學制御改正に付當分本校被止候事』といふ御沙汰書が下ることとなり、翌十三日には、大學別當松平慶永、同大監秋月種樹を罷め、判任以下の役員を免職し、生徒は退舎を命ぜられた。かくして、林道春の創學以來二百數十年の歴史を有した昌平學校は終に廢絶され、大學南校(開成學校)大學東校(醫學校)だけは夫々南校、東校と改稱するとともに、皇學漢學の大學なき跡に、洋學を教授する最高學府として依然存續を許され、今日の東京帝國大學の基礎と成るに到つた。この間の事情は、當時大學の

學生であつた高橋勝弘の『昌平遺響』に次の如く述べられてある。

學校は二年正月より開かれしも、書生二三十人なりしが、間もなく各藩士入來りて、八十六藩四百餘人となれり。當時教官を置くと雖も、日課もなく、試業もなく、只管銘々の自習に一任し、更に束縛する所なく、生徒も亦多く訓詁以上の學力ある者なれば、往て教官に質す者は寥々たり。學校にては時に詩文の宿題を提出し、提出する者は殆ど無く、有益なりしは却て寮中の詩文會なりき。それも集會は少く、多くは廻評なりき。本校初は漢學を主とせしが、中頃皇學を根本とし、漢學を補翼とすといふ事になり、平田博士の來れる頃、學神祭あり。

姉小路殿勅使として來學、學校は殆ど神社の如くになれり。當時尊攘家を以て世に鳴りたる某來りて儒官と激論し、四書中の孟子を廢して三書となせり。其の次第は孟軻は周の世に在りながら、王道を齊梁の君に説きしは、亂臣賊子にして名分を誤るものなりとの事なり。斯る勢にて、古の聖堂は變じて和學所の如くなりたり。時に何人とも知れず左の詩を作り、譽中にて持て囃されたり。儒生可坑書可焚。難滅天下人心公。源氏物語枕草紙。本科奉之代六經。地下美人應一笑。針餘戲寫冶情。狂風暴雨滿天地。一痕殘月茫不明。君不見昌平橋妖鳥叫。青竹三重鎖孔廟。此の詩首に猶二句ありしと覺えしが忘れたり。堤舍長の舊記に、大學本校へ皇漢學合併に就き、衆議院に異論起り、又校内の學友及博士中にも之に應する者あり、一時は頗る面倒なりきとあり。兎に角維新の勢に乗じて、主義の合はざる和

學を加へ、之を根本として、只管漢學を貶するが如き方針にて、大學自ら漢學の衰退を醸し、又教官と生徒と調和を缺き、其の極三百年の舊校も遂に閉校の悲運に接し、大學南校は俄に盛況を來し、天下の學風爲に一變せり。

このやうにして、新政府の大學生策も一應落ちつゝところに落ちつき、後は、南校と東校の内容を整備して、近代的大學に育て上げる問題が残されることとなつた。

第二章 國民の教育教化の問題

一、神道の教化統制

明治維新の教化統制に政教の一致を主張する神道が重要な役割を演じたことは周知のことである。慶應三年七月平田鐵胤が岩倉一派に具申した内密建白の中には神祇官の再興をまづ擧げ、同年十二月矢野玄道の著した『獻芹詹語』には、神道中心の祭政一致の經世策が論じられてゐることは前にも述べた。神道による國民教化の問題は既にこのやうに明治に入る以前にもとり擧げられ、明治に入る

や、元年二月には神祇事務局がおかれ、復古神道を國教とする教化政策の第一歩が踏み出され、この頃から廢佛棄釋運動が起りはじめた。神祇事務局はやがて神祇官(後に省)となり、その被官として二年七月宣教使をおくこととなり、ここに大教宣布の時代が来る。宣教使はもと、幕末九州地方に復活した切支丹の教化を主な目的として設けられたもの、ここに廢佛とならんと耶蘇教の防遏をめざして、大教即ち惟神の大道が宣布されたのである。かくして、明治三年正月大教宣布の詔が發せられた。

朕恭惟 天神 天祖立極垂統 列皇相承繼之述之祭政一致億兆同心治教明于上風俗美于下而中世以降時有汚隆道有顯晦矣今也天運循還百度維新宜明治教以宣揚惟神之大道也因新命宣教使布教天下汝群臣衆庶其體斯旨

更に四年七月宣教使に仰出された『大教ノ旨要』には、「大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ億兆ヲシテ其心ヲ正シク其職ヲ效シ以テ 朝廷ニ奉事セシムルニアリ教ノ以テ之ヲ導クヨトナケレハ其心ヲ正クスルコト能ハス政ノ以テ之ヲ治ムルヨトナケレハ其職ヲ效スコト能ハス是教ト政ト相須テ行ハル、所以ナリ今

ヤ更始ノ時ニ方リ 神武天皇鴻業ヲ創造シ玉ヒ 崇神天皇四方ヲ經營シ玉フ
御偉績ニ基カセラレ時ニ因リテ宣ヲ制シ大ニ變革更張被遊候處大教ノ未タ浹洽
ナラサルヨリ民心一ツナラス其方向ニ惑フ是宣教ノ急務ナル所以ナリ』とある。

この宣教使は、明治五年三月神祇省が廢され教部省となるに及んで、教導職と改められ、明治元年神佛分離以來耶蘇敎徒敎化から除外されてゐた僧侶が、この時以來神官と等しく敎化運動に參加することとなつた。さうして此等全國の神官僧侶をして國民を教導せしめるための綱領として、五年四月『三條敎憲』が制定された。

第一條 敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事

第二條 天理人道ヲ明ニスベキ事

第三條 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキ事

といふのがそれである。この時に佛教側から、自派教導職養成機關創設の議が興り、これが發展して遂に神官側も加はつて、神道中心の全教導教育機關として六年二月設けられたのが大敎院である。而して、全國各地に中敎院、小敎院をおき、これらに教導職を分屬しかく全國に配置された教導職をして説教によつて國民の教

化善導に當らしめた。この際、教導職の修養と同時に説教の爲めの準則として、教育部省から、十一兼題(神德皇恩、人魂不死、天地造化、顯幽分界、愛國、神祭、鎮魂、君臣父子、夫婦、大祓)が發布され、大教院によつて、十七兼題(皇國國體、皇政一新、道不可變、制可隨時、人異禽獸、不可不教、不可不學、外國交際、權利義務、役心役形、政體各種、文明開化、律法沿革、國治民法、富國強兵、租稅賦役、產物制物)が制定された。復古神道の教義と並んで、六年當時の文明開化の啓蒙的知識が内容として採り入れられてゐる點に時勢の動きを看取することが出来る。

併し乍ら、この頃から、佛教側に大教分離の運動が起り、八年四月大教院は廢止され、佛教各派の獨立布教が行はれると同時に、神道各派間に統制難を生じ、十年一月教育部省が廢されて、その事務が内務省へ移管され、神道國教による國民の教化統制も漸くその影を薄めるに到つた。

之を要するに、かかる神道による教化統制の失敗の背後には神道の政教を一とみる考へに對して、信教自由の公認を求める要求が大勢を支配した事實があつたことを看逃すことは出來ない。

二、『大小學校建議』に現はれた小學校制度

加藤有隣の著はした『大小學校建議』には、「大學校有テ小學ナキハ、親アツテ子無ガ如ク、小學校有テ大學ナキハ、兒アツテ父母無ガ如シ。此二者不備時ハ、速モ真ニ皇化聖教宇内ニ浹治仕候儀六ヶ敷次第ニ御座候。」とあつて、『小學校御制度』の草案を示してゐる。

この草案は、二年六月の版籍奉還直後の地方制度であつた府藩縣三治を基にして考へられて居り、あくまでも封建維持の立場から立案されてゐる。第一は王宮中の御學文所で、これは天下小學の大本たる所であり、彼は次のやうに説明してゐる。

是ヲ古虎闘之學杯相稱申候。此御小學ハ、日々御臨學被爲在候テ、御修身ノ道ハ申スニ不及公卿太子元子等ノ適子小番御兒衆杯マデノ御俊秀古貴遊子弟文杯相稱申候へ是ナリ御相手ニ被爲遊詩書禮樂、弓馬、書數等ノ御道藝ヲ被爲修候御小學ニテ御座候。其指南ハ乃古師保ノ任ニテ四位以上ノ御方ヨリ一位様マデノ御内等ニテ御教導可被在、併シナガラ詩書六藝等ノ學師ハ、四

位以下ノ者タリトモ御入撰ニテ可被仰付候。

次には、四門八舍の小學で、これは禁衛の番士休息所に於て、六藝等を切磋させるもの、唯今の兵隊中の學文所の如きものであると説明してゐる。次は、家塾庠序の小學で、これに大小の制度區別があつて、まづ閻塾といふのは、王城の四方に一ヶ所づゝ、四ヶ所、三四十軒の公卿太夫を一組と定め、これを一ヶ所とし、公卿方の内一人を塾師とし、その座敷か表廣間を學文所と定め、句讀師、習字師等を三四人を置いて、これを御手傳とし、公卿太夫の適庶子弟七八歳から十二三四歳までのものに、素讀、手習、酒掃、應對等を學ばせる所であると述べ、鄉校の小學といふのは、王都の東西二ヶ所に一校づつ二校をおき、百軒位を一組とし、校師に公卿方の内一人を撰定し、その表廣間御庭上等を文武講習の場所とし、「質問會講ハ申ニ不及、弓馬舞樂等マデ爲、學問所トシテ講師、弓馬師、音樂師等ニ三人ヅツ御手傳トシテ、公卿太夫等ノ適庶等十二三ヨリ十五六七マデ位ノ、句讀終業以上ノ御子弟方御講習ノ小學ナリ。」と説明してゐる。さうして、その内俊秀なものは、王宮の御學文所にも四門の學にも御番入りが出來ると定めてゐる。此等の小學の他に、地方の小學として、諸藩の國學、

府縣の小學を擧げてゐるが、目下の急務は前述の家塾庠序の小學であるといひ、その塾師、校師には、公卿太夫の高老者宿の方で、朝議政體組練達の方を撰任し、その副師は、大學中から撰出するか、又は列藩府縣の内からも抜擢し、道藝に通じた宿老を輔任せねばならぬといつてゐる。更に、この塾學郷校に於ける教育教授の實際に就いて右のやうに詳述してゐる。

右二學へ寄宿ニ及不申、兎角最寄々々ノ近所ヨリ通ヒニ入學セラレ候故、至テ便利宜敷、父兄ニ遠ザカルノ患ナク、長幼紛雜ノ弊ナク、講說句讀雜施等ノ煩ナク、且小人數ニ割リ配リ、一方ノ師傳ニ專任イタシ候故、教育ノ節、酒掃應對ノ小節目等委曲ニ教導仕リ候事、慈母嚴父ノ幼子ヲ育テアゲ候姿ニテ、大義大節ハ時々大學ニテ觀習ハセ候故、大小合セ進ムデ其順序ヲ不失、寺々ノ學寮及村夫子等ノ唯讀書ノミ仕込候トハ格別ノコトニテ、往々皆國家廟堂ノ大用ニ可供、大本ノ德義道藝ヲ仕入レ置候事ニ候。サレバ此塾學庠序ノ教ト申スヘ、先曲禮少儀ヲ初メ、一騎前ノ修身ヲ教ヘ込ミ候コトニテ、大學ニ上自天子下至庶民皆以脩身爲本是ナリ音曲等モ大曲ニ不及、時々小曲ヲ幼少ヨリ自然ニ習ハセ、歌舞管絃等モ教ヘ候事ニテ、干戈擊刺ノ業モ芝居狂言歌舞伎ノ如ク、自然ト實地ニ面白ク覺コマセ候事ニテ、馬術ナラバ先木馬ヨリ、射擊ナラバ先卷薬素引キ、劍鎗ナラバ先居合形、炮術ナラバ先頬付構ナド、先格法ヨリ入ツテ、手厚ク等級順序ヲ不失

習覺候事故、輕淺浮薄ノ邪徑ニ赴クコトナク、兵學ハ先小隊調練ノミ。大隊調練及大合樂大射養老出師獻馘等ノ大禮節ニ至リテハ、專ラ成長ニ從、大學校ニテ切磨會講セシメ候事故、何レモ下地ヨリ大丈夫ニ千鍛萬練逐次ニ功ヲ積ミ上げサセ候コトニ御座候。

當時京都市内には、京都府出仕楨村正直などの努力によつて、公立の小學校が數十校創設されてゐた。彼は此等の小學校を評して、「朝野ノ體裁ヲ顛倒シ候ノ甚シキ者ニテ、古三代ノ盛ナル延喜ノ御代ト雖モ、市井ニ官學同様ノ小學ヲ立サセ玉フコトヲ不聞。」といつてゐる。名分を重視し、門閥を尊ぶ彼の立場からは、庶民のために官學同様の小學校を設けることは不都合であり、「府藩縣トモ農商ノ教道ハ、是マデノ通り、勝手ニ村夫子ヲ置キ候テモ事スミ可申候。」と述べてゐる。

このやうに、彼の小學校制度の意見も、支那古代の學制を理想とするもので、從來の封建的な門閥身分制度の上に立てられた學校教育の考へから一步も出てはゐない。そこでは、當時既に萬を以て數へられてゐた庶民教育所としての寺子屋學校の如きものが、國家の教育制度を論ずるに當つて、重要な問題として採り上げられてゐないばかりか、彼の所論のうちには、澎湃たる庶民の教育要求に對する認識

の不足のみではなく、その要求を抑へようとする意圖が察知されるもののやうである。

三、近代的中小學校の紹介とその誕生

近代小學校の紹介は、先づ福澤先生の『西洋事情』外篇卷之三「人民の教育」の一節に見出される。先生は國民教育の必要と功德を説いて、「國民教育の法を設くるの一事は人の不徳を矯正し貧困を救ふ爲めのものなれば其教育を受る者に利益あるのみならず又此法を設くる爲めに金を費す者も自ら利する所あるべし。」といひ、國民教育に於ける政府の職分を論じて、「然れども一丁字を知らざる小民に至るまで盡く政府の力を以て教育せんとするが如きは事實行はれ難きことなるが故に政府は唯學校を設けて諸塾の教師と爲る可き人物を養ひ其他教育の事に付き平人の辨じ難き冗費を出だすを以て其任とせり。」といつてゐる。更に、同書の二篇卷之一の「人民を教育するが爲めに財を費す事」の一節に於ては、(前章にも記した如く)人民の教育を常教と學校の二つに分け、常教を説明して、人が此世に生れ通常

の產を營求する爲め缺く可らざる所の聞見知識を導く教であつて、語學、書畫、數學、地理、歴史、物產學、窮理學、統濟學、心理學等の一班をいひ此等は必ずしも學者先生にして始めて之を知るの教ではないと述べ、國民の人々がこのやうな學問の一班を知れば相互に裨益を被るところがあり、殊に衆庶會議の政治が行はれてゐるところでは人民を教育することによつて、其の徳澤を被ることが尠くない。故に、この常教を設けるためには、公に國稅を徵收し、其の費用に充つべきであるといつて、その收稅法を詳述してゐる。「教育の稅を收るは他の稅を收るが如く之を集めて官庫に貯へ教師に給料を與ふること尋常の吏人に給料を與ふるが如くす可し之を第一法とす又或は市井郷里に學校を建て其地の長莊屋名をして其地より費用の金を集めしめ之を其長の手に托し乃ち之をして學校を監督せしめ教師を取扱はしむべし之を第二法とす。」このやうに二つの方法のあることを示し、更に第二法を推奨して、次のやうに述べてゐる。「以上兩様の得失利否を案するに第二法を以て上策とす此法に從へば各處の人民皆自家の利否を謀り其學校に心を用ること深切にして金を費すことも亦苟且ならず隨て教師を選任するにも自ら其才

徳を用て人選を誤ること勿るべし。」更にこの第二法を實施するときの處置に説き及び、乃ち市井郷里の大小を計り其人口の多寡に從て一處の學校を設くべきものは必ず之を建てしめ其費用を供せんが爲めには政府の權を以て稅を收め其收めたる稅金は之を集めて其地の人民に托し出納の任を専らにせしむべし蓋し其人民は自己の膏血を絞り集めたる金なれば此金を用るも工夫を盡し不經濟の處置を爲さざること必せり。」といつてゐる。

先生は更に右の如く小學校を盛に設立するときは、教師も亦隨て其人員を多くせねばならぬから、教師たる人物を養成するため、一種の學校を設けねばならぬといひ、師範學校の必要に就ても言及してゐる。

西洋中小學校法規の最初の詳細な紹介は『和蘭學制』明治二年であつた。細川潤一郎の序には、『本邦中古盛時。有大學寮。又建州學。至小學之設。未知其何如。曩伯府頗修文教。然其規模未宏。如支那。古有庠序之設。後有州縣之學。明代學校之盛。超過前代。而教化猶未洽於民間者。小學之制未具也。爰考歐羅巴米利堅諸國崇文者。皆有小學。有中學。而又有大學。三者之中。又各有公學。有私

學。蓋無地無學。無人不學。每學規則皆具。教育之方。實有宜取者。」とあつて、近頃府縣に於て學校を建てる議があり、小學校を起す企てがあるが、定見なくして之を行へば、徒費あるのみで實效はない。然るに、本邦や支那の古今の學制はこれを從來傳はる書物によつて知ることを得るが、歐米諸國の學制は、彼の地の言語に通じた人でなければ理解することが出來ない。そこで和蘭學に通じた内田正雄に懸念して、和蘭法律書に就いて、中小學條例を翻譯してもらひ、参考に供するのがこの書であると述べられてゐる。ここに譯出された法規は千八百五十七年八月十三日譯出は明治二年、千八百六十九年に發布されたところの和蘭全土に亘る法令である。この譯書とともに考合はされるのは、明治三年二月制定の『大學規則並中小學規則』であつて、これは我國最初の包括的な然も近代的意味をもつた學校規則であり、大學中學小學の三段階の學校系統が初めて法規の上で認められてゐる。さうして、この三段階はその後今日に到るまで我國の學校系統を考へる上に重要な中核となつてゐる。

上述のやうな近代的中小學校の紹介とならんと、同じ考への上に、近代的な中小

學校創設が實地に企てられてゐる。その最も早いものの一つは、明治元年末に設けられた沼津兵學校附屬小學校である。當時田安家達が徳川家の後嗣として七十萬石の大名に封せられた靜岡藩には、舊幕臣中の新知識が多く集つてゐて、この沼津兵學校の頭取も洋行歸りの西周であつた。その附屬小學校の『綻書』によると、士庶ともに入學を許され、小學課程として、素讀、手習、算術、地理、體操、劍術、乘馬水練、講釋聽聞等の諸科目が擧げられてゐる。この小學校は藩の手で設けられたものであつたが、府縣で立てたもののうちで最も早いものに、京都市の中小學校がある。これは地方官民の協力によつて誕生した近代的公立中小學校として注目すべきである。これは明治元年に計畫され、二年に開校されてゐる。福澤先生は明治四年に『京都學校の記』を發表し、この京都府の公立學校經營の法を次のやうに賞揚してゐる。

京都の學校は明治二年より基を開きしものにて、自今中學校と名くる者四所、小學校と名くるもの六十四所あり。市中を六十四區に分ち學校の區分となしゝは、彼の西洋にて所謂「スクール・デ・ストリックト」ならん。この一區に一所の小學校を設け、區内の貧富貴賤を問は

す男女生れて七八歳より十三歳に至るものは皆來つて教を受くるを許す。學校の内を二に分ち、男女處を異にして手習せり。即ち學生の私席なり。別に一區の講堂ありて讀書數學の場所となし手習の暇に順番を定め十人乃至十五人宛この講堂に出でて教を受く。一所の小學校に筆道師句讀師算術師各一人、助教の數は生徒の多寡に從ひて一様ならず、或は一人あり或は三人あり。學校は朝八時に始り午後第四時に終る。科業はイロハ五十韻より用文章等の手習九九の數加減乘除、比例等の算術に至り、句讀は府縣名、國盡、讖譯、地理、窮理、書經濟書の初步等を授け、或は譯書の不足ある所は姑く漢書を以て補ひ、習字算術句讀各等を分ち毎月吟味の法を行ひ、春秋二度の大試業には教員は勿論平日教授に關らざるものにても皆學校に出席し、府の知參事より年寄に至るまで躬ら生徒に接して業を試み、其甲乙に從て筆紙書籍等の褒美を與ふるを例とす。小學校の費用は初これを建つる時其半を官よりたすけ、半は市中の富豪より出して家を立て書籍を買ひ、殘金は人に貸して利息をとり永く學校の資と爲す。又區内の戸毎に命じ半年に金一步を出さしめ、貸金の利息に合して永續の費に供せり。但し半年一步の出金は其の家に子あるものも子なき者も一様に出さしむる法なり。金銀の出納は每區の年寄にてこれを司り、其の總括を爲すものは總年寄にて一切官員の關はる所にあらず前條の如く毎半年各戸に一步の金を出さしむるは官の命なれども、この金を用ふるに至りては其權全く年寄の手中にあり。此法はウエーランド氏經

濟書中の説に暗合せるものなり。四所の中學校には外國人を雇ひ英佛日耳曼語の教授を爲せり。其法は東京大阪に行はるものと大同小異、毎校生徒の數男女百人より二百人、其費用は全く官より出づ。中學の中英學女工場と唱ふるものあり。英國の教師夫婦を雇ひ夫は男子を集めて英語を授け、婦人は女兒を預りて英語の外に兼ねて又縫針の藝を教授せり。外國の婦人は一人なれども、府下の婦人にて字を知り女工に長ずるもの七八人ありて其教授を助けたり。この席に出でゝ英語を學び女工を稽古する兒女百三十餘、七八歳より十三四歳、華士族の子もあり、尙商工平民の娘もあり。此學校は中學の中に最も新なるものなれば、今日の有様にて生徒の學藝未だ上達せしにはあらざれども、其の溫和柔順の天稟を以て、朝夕英國の教師に親炙し、其の學藝を傳習し其言行を見聞し、愚痴固陋の舊習を脱して獨立自立の氣風に浸潤することあらば、數年の後全國無量の幸福を致すこと今より期して待つべきなり。

四、政府の國民教育政策

明治政府の國民教育の方策を知る、最初の手がかりとなるものは、明治二年二月諸府縣に示した施政順序のうちに見出される。即ち府縣施政順序十三項中に「學

校設置の一項があつて、次の如く記されてある。

一、小學校ヲ設クル事

専ラ書學素讀算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闊カサラシムヘシ又時々講談ヲ以テ國體時勢ヲ辨ヘ忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス最才氣衆ニ秀テ學業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ゲシムヘシ

この施政順序に指示されたところによつて、當時の政府が考へてゐた國民教育の内容を知ることが出来る。乃ちそこでは、讀書算の三基本教科の他に國體時勢を辨へ忠孝の道を知る様に教諭し風俗を教くする德育に關する教科が加へられてゐるだけで、未だ政府の國民教育の考へが前時代の庶民教育の型から脱してゐないことを示してゐる。然るに、明治三年二月の『中小學規則』になると、小學校は句讀、習字、算術、語學、地理學等普通學科とともに、大學五科(教科、法科、理科、醫科、文科)の大意を兼修し、凡そ十五歳で小學校の課程を終了して中學に入ると記されてゐる。ここでは既に近代化された小學校が考へられ、大學五科と一般の専門學を學修するところの中學への豫備段階とみられ、小學から中學を経て大學へ連なる近代

學校制度の基本となる思想が示されてゐる。

新政府はこのやうに、近代的學校制度とその教育の内容とに着眼すると同時に、明治二年の版籍奉還から四年の廢藩置縣へと、中央集權國家成立への過程に於て、國民教育機關の國家統轄の實を漸次強化して來てゐる。新政府は維新直後に舊幕領その他を收めて、これを府縣として直轄し、府縣に學校を設立することを督勵したり、二月府縣學校取調掛を大學校内において、三月掛員を地方に出張し學校取調に當らせたりしてゐる。四年版籍奉還直後の明治二年七月の學制改革では、大學校が教育行政官廳として、別當を長官に戴き、この大學別當が府縣のみならず諸藩の學制をも——即ち全國の學制を總判することになつてゐる。かうして、廢藩置縣直後の明治四年七月の文部省創設を迎へることになつたのである。

このやうに、新政府が近代學校制度を實施し、これを中央に統轄して、大いに國民の教育を振起しようと努力してゐるが、その目指すところは奈邊にあつたのであらうか、これに答へるものとして、明治五年の當時、米國公使として彼の地にあつて、外交官として活動する傍ら、教育問題に異常の關心を持つて研究してゐた森有禮

が、日本の教育政策樹立の参考に供するため、米國の諸大官學者十三名にその意見を徵すべく書き送つた依頼の書簡の一節を次に掲げよう。

余ガ本國ニ駐劄スル事務ノ一部トシテ、特ニ日本ノ教育問題ヲ研究スル任務ヲ持ツノミナラズ、余自身トシテモ日本帝國ノ發展ニ異常ナル興味ヲ持ツモノデアル。余ハコノ問題ニ就イテ貴官ヨリ御指導ノ芳翰ヲ賜ハランコトヲ望ム。即チ之ニヨツテ本邦人ガ東洋文明ヲ促進セシムルノ権機トナラントスルノ努力ヲ援助セシメラレンコトヲ。余ハ一般ニ、日本ノ狀態ヲ知的、道德的、身體的に向上セシムルコトニ關シテノ貴官ノ見解ヲ啓示セラレントヲ望ムモノデアル。特ニ余ハ次ノ諸點ニツイテ貴官ノ御注目ヲ望ム。

教育ハ次ノ諸點ニ對シテ影響アルカ

- 一、一國ノ物質的繁榮ニツイテ
- 二、一國ノ商業ニ對シテ
- 三、一國ノ農業上工業上ニ於ケル利益ニツイテ
- 四、國民ノ社會的、道德的、身體的、狀態ニ對シテ
- 五、法律、統治上ニ於テノ效果

コレ等ノ諸點ニ就イテ、若シ凡テノ點ニツイテノ御指示ヲ得ザレバ、ソノ一つニ就イテノ御

指導ニテモ余ハ衷心ヨリ感謝ヲ以テ拜授シ、貴翰ヲ直チニ英文及ビ邦文ヲ以テ刊行シ、以テ日本政府及ビ日本人民ニ告ゲント欲スルモノナリ。

この書簡によつて、政府指導者達の國民教育政策の重點が何處におかれてゐたか、何を目指してゐたかを容易に推察することが出来る。明治五年の『學制』頒布によつて、この政策は全面的に繰りひろげられていつた。

結語　—時代の自覺と意欲—

時代とは歴史的實踐の段階であるといはれてゐる。「大なる國民的實踐の根抵には強力なる國民的意志がなければならない。而もその意志を正しく且つ成功的に動かすか否かは一に國民の教養にかかるのである。」〔木村素衛氏〕明治以降の近代日本の光輝ある歴史の側面を展開し得たのは、明治維新の國家非常時に強力なる國民的意志が働いたればこそであらう。しかも、その意志が徳川時代に培はれた國民の教養によつて正しく導かれたからであらう。シユープランガーは、

「明治維新の政治的指導者は、西歐の進歩的文化への大膽なる前進を、保守的な方法に依つて調和すると云ふ、天才的な道を知つてゐた。」と述べてゐる。前掲畫現代日本及び獨逸に於ける文化問題

幕末明治維新に於て、國學も儒學も洋學も何れも、一方の思想的役割を果してゐる。復古思想は新しい時代に相應しい政策の内容を盛ることは出來なかつたが、國體の尊嚴を明らかにし、近代日本をまづその出發點に於て、我國の傳統の基礎の上に立たしめ、究極の目的を誤らしめなかつた。儒學思想は封建國家を理想とするものであるから、近代的産業社會に適した學校制度や教科内容を供給することができなかつたが、明治十年代、二十年代に論議されるに到つた德育問題には、國民道徳の大本を示して、近代日本の國民德化の基礎を確立した。近代日本の成長に必要な教育政策の内容を供給したものは洋學であつたが、それは歴史の過程に於て國學思想儒學思想によつて「調和」されねばならなかつた。ここに、明治維新の教育策の性格の特異性と、明治以降の近代日本の特徴が認められる。従つて、近代日本教育史の研究にも、このやうな特徴を看過してはならないと同時に、明治維新の

教育策の性格の討究が、その序説として重要な意義をもつてゐることが明らかにされたことと思ふ。

主要資料、引用書

一、法規分類大全、學制門(學舍制、大學校規則、大學規則並中小學規則、學校設置)

一、明治文化全集、教育篇(大小學校建議、西洋學校規範、和蘭學制、日本教育策)

一、同 經濟篇(經濟小學)

一、同 憲政篇(集議院日誌)

一、福澤全集第一卷(西洋事情)

一、京都小學五十年誌。續福澤全集第七卷(京都學校の記)

一、陸軍總括編 德川家兵學校捷書。兵學校附屬小學校捷書

一、斯文六十年史(昌平遺響)

主要参考書、論文

一、大久保利謙、京都に於ける皇學所創立の事情(「國史學」第二十六號所載)

一、村岡典嗣、明治維新の教化統制(「續日本思想史研究所」所載)

一、德重淺吉、維新草創期の學政、學校並に皇漢兩學派の論争(「維新精神史研究所」所載)

一、東京帝國大學五十年史

一、海後宗臣、日本近代學校史